

松 山 大 学 論 集
第 21 卷 第 2 号 抜 刷
2 0 0 9 年 8 月 発 行

フランスにおける連結財務諸表の作成義務と免除

村 上 宏 之

フランスにおける連結財務諸表の作成義務と免除

村 上 宏 之

I はじめに

フランスにおいては、連結財務諸表 (comptes consolidés) の作成に適用される会計基準として、次の2つを挙げることができる。

- ① 国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards (IFRS), 次の国際会計基準等を含めて以下「IFRS」という)
 - ① 国際会計基準 (International Accounting Standards ; Normes comptables internationales (IAS))
 - ② 国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards ; Normes internationales d'information financière (IFRS))
 - ③ これらに関する解釈指針 (Interpretations ; interprétations)
- ② フランス会計規則
 - ① 商法の規定
 - ② 会計規制委員会規則 (Règlement du Comité de la réglementation comptable, 以下「CRC 規則」という) 第 99-02 号¹⁾ の規定

国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board (IASB)) によって設定されている IFRS については、2002 年に EU (European Union ; Union européenne, 欧州連合) が国際会計基準の適用に関する規則 (Regulation ; règlement) 第 1606/2002 号 (以下「IFRS 2005」という)²⁾ を制定し、この規則によって EU 加盟国の上場会社は 2005 年 1 月 1 日に始まる事業年度から IFRS に準拠した連結財務諸表の作成および公表を直接的に強制されることとなった

ことによる。ただし、すべてのIFRSが適用されているのではなく、欧州委員会がEU域内で適用できるIFRSを採択したものに限定されている（EU規則「IFRS 2005」第3条第1項）。

フランス会計規則については、当初は、連結財務諸表に関するEU第7号指令（Directive ; directive）³⁾の規定を国内法化した1985年法律第85-11号（連結会計法）によって1966年法律第66-537号（商社会社法）等が改正され、その適用手続きを定める1986年政令（décret）第86-221号（連結会計法施行令）によって1967年政令第67-236号（商社会社法施行令）等が改正され、また、1986年に省令（arrêté）によって1982年プラン・コンタブル・ジェネラル（Plan Comptable Général（PCG）, 以下「PCG」という）に連結会計基準が追補された。その後、1966年法律第66-537号（商社会社法）の規定は2000年政令（ordonnance）第2000-912号によって商法・法（partie législative du Code de commerce）として統合され、1967年政令第67-236号（商社会社施行令）の規定は2007年政令（décret）第2007-431号によって商法・規則（partie réglementaire du Code de commerce）として統合されている。また、1999年には、連結会計基準を除いたPCGとしてCRC規則第99-03号（省令により承認）が定められ、連結会計基準としてCRC規則第99-02号（省令により承認）が定められている。

フランス会計規則は、「連結財務諸表は、年次財務諸表（comptes annuels）に対する連結財務諸表の特殊性から生じる必要な修正を考慮して、本法の会計原則および評価規則に準拠して作成される」（商法・法第233条の22）とする規定を中心として、主に商法（法第233条の16—第233条の28および規則第233条の3—第233条の16）の規定および連結財務諸表に関するCRC規則第99-02号の規定から成り立っている。

商法は、EUの諸規則・諸指令、特にいわゆる2002年「IFRS 2005規則」、2001年「公正価値（Juste valeur）指令」⁴⁾や2003年「現代化（Modernisation）指令」⁵⁾の適用のために改正されてきている。商社会社および公企業に適用されるCRC規則第99-02号もまた、公正価値指令や現代化指令といったEU諸指令を国内

法化する等のために改正されてきており、特に2005年にはCRC規則第99-02号の現代化(actualisation)に関するCRC規則第2005-10号によってIFRSへのコンバージェンスのために大きな改正が行われている⁶⁾。このように、フランスにおいては、EU会計基準調和化のためのみならず、国際的な会計基準IFRSにコンバージェンスさせるために、連結財務諸表の作成等に関する商法およびCRC規則第99-02号の規定が進展してきている。

本稿では、フランスにおける連結財務諸表の作成基準が適用される会社および連結財務諸表の作成義務と免除について、その現状と特徴を明らかにしようとするものである。

II 連結財務諸表の作成基準

フランスにおいては、会社が規制市場(marché réglementé)に上場されているか否かによって、連結財務諸表を作成するために適用される会計基準が異なりうる。

1 IFRSの強制適用—上場会社

EU加盟国の上場会社に対してIFRSに準拠した連結財務諸表の作成および公表を直接的に強制したEU規則「IFRS 2005」では、EU加盟国国内法が適用される会社は、決算日に有価証券取引が加盟国の規制市場で認められている場合には、IFRSに準拠して連結財務諸表を作成しなければならないと定められている(第4条)。したがって、規模および業種にかかわらず、EU加盟国に設立され、規制市場(フランスにおいてはEurolist⁷⁾)で有価証券(株式、債券)取引が認められている会社は、IFRSに準拠した連結財務諸表を作成し、公表することが強制されている。しかし、例えば、EU加盟国の規制市場に上場されているが、EU加盟国に設立されていないアメリカの会社は、IFRSに準拠した連結財務諸表を作成し、公表する必要はない。

また、EU規則「IFRS 2005」では、規制市場に債券のみが上場されている会

社に対して、IFRSに準拠した連結財務諸表の作成を2007年まで延期することを加盟国は認めることができるとされている（前文第17項）。フランスでは、この加盟国選択権を行使し、規制市場で債券取引のみが認められている会社は、2007年1月1日に始まる事業年度から、IFRSに準拠した連結財務諸表を作成し、公表することが強制されている⁸⁾。

なお、EU加盟国に設立され、非規制市場（*marché non réglementé*、フランスにおいては *Alternext* または自由取引市場（*marché libre*）⁹⁾）に上場されている会社については、IFRSに準拠した連結財務諸表の作成および公表は強制されていない。しかし、後述するように、当該会社はIFRSに準拠した連結財務諸表を作成し、公表する選択権を有する¹⁰⁾。

2 IFRSの任意適用—非上場会社

EU規則「IFRS 2005」では、EU加盟国の規制市場に上場されている会社がIFRSに準拠した個別財務諸表を作成し、また、当該会社以外の会社がIFRSに準拠した連結財務諸表・個別財務諸表を作成することを加盟国は認めまたは規定することができるものと定められている（第5条）。フランスでは、規制市場に上場されている会社（以下「上場会社」という）がIFRSに準拠した個別財務諸表を作成することは禁止されている。しかし、規制市場に上場されていない会社（以下「非上場会社」という）がIFRSに準拠した連結財務諸表を作成する選択権が行使され（個別財務諸表の作成は禁止されている）、非上場会社はIFRSに準拠した連結財務諸表を作成し、公表するか、フランス会計規則に準拠した連結財務諸表を作成し、公表するかを選択権を有する（商法・法第233条の24）。なお、この選択権は、任意で連結財務諸表を作成する非上場法人（法形態または企業集団の規模のために連結財務諸表の作成および公表を強制されない非上場法人）にも付与されている¹¹⁾。

したがって、IFRSに準拠した連結財務諸表の作成および公表を選択しない非上場会社には、フランス会計規則が継続して適用されることとなる。また、

IFRS の適用を選択し、連結財務諸表を作成していた上場会社が上場を取り止めた場合には、当該会社は、連結財務諸表の作成について、IFRS を継続適用するか、フランス会計規則に戻るかの選択権を有する（商法・法第 233 条の 24）。

このように、EU で支持されている IFRS に準拠した連結財務諸表の作成は、上場会社に強制されているが、非上場会社には任意である。フランス会計規則は、IFRS に準拠した連結財務諸表の作成を選択しない非上場会社に適用されている。

フランスにおける個別財務諸表および連結財務諸表の作成基準の適用を整理・要約して示したものが「表 1」である。

表 1 個別財務諸表および連結財務諸表の作成基準の適用

規制市場への 上場・非上場	フランス会計規則 (商法および CRC 規則第 99- 02 号)		IFRS (国際財務報告基準, 国際会 計基準等)	
	個別財務諸表	連結財務諸表	個別財務諸表	連結財務諸表
上場会社	強 制	禁 止	禁 止	強 制
非上場会社	強 制	強 制 〔IFRS を選択 しない場合〕	禁 止	選 択

[原典] Lopater, Claude / Blandin, Anne-Lyse, *Mémento Comptes consolidés : Règles françaises 2009*, Francis Lefebvre, Levallois 2009, n°1007, p. 22 (一部修正).

Ⅲ 連結財務諸表の作成義務および免除

連結財務諸表に関する EU 規則「IFRS 2005」の規定は連結財務諸表の作成義務および免除を定めていないので、連結財務諸表の作成義務および免除については連結財務諸表に関する EU 第 7 号指令を国内法化したフランス商法によらなければならない（フランス会計規則の優先）。フランスにおいて連結財務

諸表を作成しなければならないフランス企業集団の親会社は、IFRSの定める免除要件¹²⁾を用いて連結財務諸表を作成しないことはできない。また、フランスにおいて連結財務諸表を作成する必要のないフランス企業集団の親会社には、EU規則「IFRS 2005」は適用されない。

1 連結財務諸表の作成義務

フランスにおいては、連結財務諸表の作成および公表の義務は、EU第7号指令の規定を国内法化した現行商法（法第233条の16—第233条の26）によって規定されている。また、その適用手続きも、商法（規則第233条の3—第233条の16）によって定められている。

商法（法第233条の16）では、商事会社が1つまたは複数の他の企業を排他的にまたは共同で支配し、ないし、重要な影響力（*influence notable*）を行使する場合には、当該商事会社は連結財務諸表および連結状況報告書（*rapport sur la gestion du groupe*）を作成し、公表しなければならないと規定されている。したがって、会社が1つ以上の他の企業を支配（排他的支配（*contrôle exclusif*）または共同支配（*contrôle conjoint*））し、ないし、重要な影響力を行使する場合には、当該会社に連結財務諸表の作成義務が生じる。

この連結財務諸表の作成義務は、上場されているか否かにかかわらず、すべての会社に存在する。当該義務は、一定の法形態または事業目的を有する商事会社および公企業に適用される¹³⁾。

また、規制市場（*Eurolist*）で取引を認められる有価証券を発行する会社並びに取引可能な債券（*titres de créances négociables*）を発行する会社については、連結財務諸表の作成義務は免除されない。これに対して、有価証券が規制市場ではない *Alternext* または自由取引市場（非規制市場）で取引される会社については、連結財務諸表の作成義務が免除される。なお、フランス国外（*Nasdaq Europe* 等他の取引所）に上場されている会社については、フランス会計規則は適用されない¹⁴⁾。

2 連結財務諸表の作成義務の免除

1 つまたは複数の他の企業を排他的にまたは共同で支配し、ないし、重要な影響力を行使する商事会社は、規制市場で取引を認められる有価証券並びに取引可能な債券を発行する会社を除いて、次のいずれかのときには、連結財務諸表および連結状況報告書を作成し、公表する義務を免除される（商法・法第233条の17）。

- (1) 当該会社が上位連結財務諸表に連結される上位企業集団の親会社の支配下にあるとき（ただし、当該会社の資本金の10%以上を所有する少数株主が連結財務諸表作成および公表義務の免除に反対しない場合）。
- (2) 当該会社および当該会社が支配する企業から構成される企業集団が一定の規模規準を超えないとき。

連結財務諸表の作成義務を免除される親会社の個別財務諸表附属説明書(annexe)において理由の記載（商法・規則第233条の15）を必要とする免除にかかわらず、商事会社は、決算日において、他の企業に対してどのような支配（排他的支配または共同支配）も行っていない場合や関連企業（participation）に対してどのような重要な影響力も行使していない場合には、連結財務諸表の作成義務を免除される。しかし、親会社が子企業（filiale）の株式所有以外の活動を行っていない持株会社の場合、連結財務諸表の作成義務の免除要件を満たさないときには、当該親会社は連結財務諸表を作成し、公表しなければならない¹⁵⁾。

連結財務諸表の作成義務の免除は、連結の範囲の変動、企業集団取引の増減、上位企業集団の親会社または下位企業集団の親会社が行う支配の変化によって、年度ごとに生じうる。しかし、連結財務諸表の作成義務を免除されても、親会社は任意に連結財務諸表を作成することができる。

(1) 企業集団規模による連結財務諸表作成義務の免除要件（小企業集団）

会社および当該会社が支配する企業によって構成される企業集団が連続する

2事業年度に直近年次財務諸表を基礎とした3規準のうち2規準に基づいて算定される規模を超えないときには、当該会社は連結財務諸表を作成する義務を免除される（商法・法第233条の17第2号）。会社および当該会社が支配する企業によって構成される企業集団が超えてはならない基準値（seuils）は次のように定められており、これらの数値は当該企業集団全体について計算される（商法・規則第233条の16）。

- ① 資産総額 15 百万ユーロ
- ② 純売上高 30 百万ユーロ
- ③ 平均従業員数 250 名

各規準について行われる基準値の計算は、個別財務諸表に基づいて、親会社の数値に支配（排他的支配および共同支配）されている企業の数値を単純加算することによって求められる。したがって、親会社が重要な影響力を行使するだけの企業の数値は加算されない。また、企業の支配獲得日後に変動した持分比率を考慮した純売上高の数値や所有する持分比率に応じた相殺消去を行った後に計算された数値は加算することはできない¹⁶⁾

親会社と子企業の決算日が異なる場合の子企業の数値は当該子企業の直近個別財務諸表の数値であり、子企業を一時所有していても当該子企業の数値を基準値の算定から除外することはできない。また、企業がn期に支配された場合には、当該企業は、n-1期およびn-2期に支配されていなくとも、n-1期末およびn-2期末に連結財務諸表の作成義務が免除される規模基準値（3規準のうち2規準）を超えていないかを判定するときに考慮される企業集団の一部を構成する¹⁷⁾

数値は事業年度によって異なりうるが、規模基準値の算定において3規準のうち2規準がn-2期末にもn-1期末にも超えない場合には、当該企業集団の親会社はn期末における連結財務諸表を作成することが免除される小企業集団の親会社である。これに対して、3規準のうち2規準がn-2期末またはn-1期末を超える場合には、当該企業集団の親会社はn期末において連結財務諸表

を作成しなければならない。したがって、規模基準値が直近2事業年度のうちの1事業年度にのみ超えるという理由で企業集団の親会社は連結財務諸表の作成義務を免除されない¹⁸⁾。連結財務諸表の作成義務を免除される企業集団の親会社は、毎年、前2事業年度の各決算日に当該規模基準値を超えていないことを証明しなければならない。

このことを示したものが「表2」である。

表2 企業集団の規模と連結財務諸表の作成義務

規模基準値（3規準のうち2規準）を超える企業集団		規模基準値がn期末を超えるか否かにかかわらず、n期末における連結財務諸表
n-2期末	n-1期末	
○	○	作成
○	×	作成
×	○	作成
×	×	免除

[原典] Lopater, Claude / Blandin, Anne-Lyise, *op. cit.*, n°9208, p. 988 (一部修正).

n期に設立された企業集団の親会社も、n-1期末およびn-2期末に規模基準値を超えない場合には、n期末に連結財務諸表を作成することを免除される。n-1期末およびn-2期末に規模基準値を超えていないことを判定するための企業集団の範囲は、n期末の企業集団の範囲である。したがって、n期末に企業集団を構成する企業全体のn-1期末およびn-2期末の個別財務諸表数値をそれぞれ加算することとなる。また、会社がn期に企業集団によって支配されたときには、当該会社の前期までの個別財務諸表はn-1期末およびn-2期末の当該企業集団に関する規模基準値の判定のために考慮されなければならない（企業集団を構成する会社がn-1期末またはn-2期末に存在しない場合には当該会社の数値はゼロとなる）。なお、決算日の変更によって事業年度を短縮した場合に前2事業年度の各決算日に規模基準値に達しないときには、当該企業集団の親会社は連結財務諸表を作成し、公表することを免除されるが、

翌事業年度と比較するために連結財務諸表を作成するのが有用かつ論理的である¹⁹⁾。

(2) 下位企業集団の連結財務諸表作成義務の免除要件

公表される連結財務諸表に当該会社それ自体を含む企業の支配下にあるときには、当該会社は連結財務諸表を作成する義務を免除される（商法・法第233条の17第1号）。

したがって、中間親会社（下位企業集団の親会社）が上位企業集団の連結財務諸表に連結される場合には、当該中間親会社は連結財務諸表の作成義務を免除される。ただし、中間親会社による連結財務諸表の作成義務は、当該中間親会社が排他的支配または共同支配されているときには免除されうが、重要な影響力を行使されているときには免除されない²⁰⁾

中間親会社が上位企業集団の親会社の支配下にあるときには当該中間親会社は連結財務諸表を作成する義務を免除されることとなるが、当該連結財務諸表作成義務の免除は中間親会社の1人または複数の株主（または社員）で資本金の少なくとも10分の1を所有する者が反対しないという条件で行われる（商法・法第233条の17第1号）。これに加えて、当該連結財務諸表の作成義務が免除されるためには、免除される親会社の個別財務諸表附属説明書において理由を記載することを条件として、次の要件すべてが満たされなければならない（商法・規則第233条の15）。

- ① 当該会社が含まれる上位企業集団の連結財務諸表は、EU第7号指令を国内法化したフランス商法または他の加盟国国内法の規定ないしEU第7号指令の規定と同等レベルの規定に準拠して作成されること（第1号）。
- ② 当該連結財務諸表は、財務諸表監査を行う独立した職業専門家によって監査され、公表されること（第2号）。
- ③ 当該連結財務諸表は、一定の期日に、連結財務諸表の作成義務を免除された会社の株主（または社員）の利用に供されること。当該連結財務諸表

がフランス語以外の言語で作成される場合には、当該連結財務諸表にフランス語への翻訳を添付すること（第3号）。

(a) 少数株主の保護

中間親会社の1人以上の株主（または社員）で資本金の少なくとも10分の1を所有する者が連結財務諸表作成義務の免除に反対しない場合には、当該中間親会社は連結財務諸表を作成する義務を免除される（商法・法第233条の17第1号）。

したがって、資本金の10分の1以上を所有する少数株主が連結財務諸表作成義務の免除に反対する場合には、中間親会社は下位連結財務諸表を作成しなければならない。

商法上、少数株主が下位連結財務諸表の作成を要求できる期日は規定されていない。少数株主は知らされない限り下位連結財務諸表作成義務の免除に反対する権利を有するので、実務上、少数株主が下位連結財務諸表の作成を要求できる期日は下位連結財務諸表作成義務の免除が検討されている事業年度中に開催される定時株主総会のときであるとされている²⁾。したがって、定時株主総会で少数株主が下位連結財務諸表の作成を要求しなかった場合には、中間親会社は下位連結財務諸表の作成義務を免除される。

(b) 上位連結財務諸表への連結

下位企業集団の親会社を（直接的または間接的に）支配する上位企業集団の親会社によって上位連結財務諸表は作成されるので、下位企業集団の親会社が上位企業集団に支配されている場合には当該下位企業集団の親会社（並びにその子企業およびその下位子企業）は下位連結財務諸表作成義務を免除される²⁾。したがって、中間親会社は、下位企業集団の連結財務諸表に連結されるすべての会社が上位企業集団レベルで重要性を有していないとしても、当該すべての会社がこの上位企業集団の連結財務諸表に含まれる場合には、下位連結

財務諸表の作成義務を免除されうる。

また、中間親会社は、事業年度中に上位企業集団の親会社が当該中間親会社の支配を獲得することによって下位企業集団の当該事業年度損益が上位企業集団の連結財務諸表に部分的に含まれるときには、下位連結財務諸表の作成義務を免除されうる。これに対して、中間親会社は、中間財務諸表を基礎として上位企業集団の連結財務諸表に連結される場合には、下位連結財務諸表作成義務の免除を認められていない。さらに、中間親会社は、上位企業集団の親会社の決算日が当該中間親会社の決算日後3カ月以内の決算日である場合には、下位連結財務諸表の作成義務を免除されうる²³⁾

下位連結財務諸表作成義務の免除の理由は、中間親会社の個別財務諸表附属説明書に記載されなければならない（商法・規則第233条の15）。

(c) 同等性

当該会社が含まれる上位企業集団の連結財務諸表は、商法（法第233条の16－第233条の28）の規定に準拠して、ないし、他の国の国内法が適用される企業については、EU第7号指令の適用のために当該他の国によって定められた規定に準拠して、または、当該他の国が第7号指令に準拠する義務のないときには、商法（法第233条の16－第233条の28）の規定または第7号指令の規定と同等なレベルの原則および規則（*principes et règles offrant un niveau d'exigence équivalent*）に準拠して作成されなければならない（商法・規則第233条の15第1号）。

規制市場で有価証券を発行する会社ないし取引可能な債券を発行する会社を除く会社は、フランスの会社が連結される上位企業集団の連結財務諸表がフランス会計規則または第7号指令と同等レベルの会計基準に準拠して作成される場合には、連結財務諸表を作成する義務を免除されうる。この場合、フランス非上場企業集団がIFRSに準拠した連結財務諸表を作成できる選択権を定める商法（法第233条の24）の規定から、上位企業集団の連結財務諸表はIFRSに

準拠して作成されうることとなる。

なお、アメリカ会計基準（US GAAP）に準拠して連結財務諸表を作成し、公表するアメリカ親会社のフランス子企業は、ケース・バイ・ケースでその状況分析を行う必要があるが、下位連結財務諸表の作成義務を免除されうると解されている²⁴⁾

(d) 重要性を有する補完情報

商法（規則第 233 条の 15）では、本社が EU 加盟国外に存する企業または欧州経済地域協定（Accord sur l'Espace économique européen）内に存する企業によって連結財務諸表が作成されるときには、当該連結財務諸表は、下位連結財務諸表の作成義務を免除されるフランスの会社、その子企業および関連企業によって構成される企業集団の財産、財務および損益の状況に関するすべての重要な情報で補完されなければならないと規定され、この情報は連結財務諸表附属説明書または下位連結財務諸表の作成義務を免除されたフランスの会社の年次財務諸表附属説明書において提供され、当該フランスの会社の場合には、年次財務諸表は商法（法第 233 条の 16—第 233 条の 25）に定める原則および方法に準拠して作成されなければならないと規定されている。

したがって、EU 加盟国外または欧州経済地域協定内の親会社が提供すべき重要性を有する補完情報は、当該親会社の連結財務諸表の作成のために用いられる連結会計基準に準拠した当該親会社の連結財務諸表附属説明書において、または、下位連結財務諸表の作成義務を免除されたフランス親会社のフランス会計規則に準拠した個別財務諸表附属説明書において提供されなければならない²⁵⁾ 提供される情報は下位企業集団レベルで重要性を有するものであり、この情報は特に次のものを対象とする（商法・規則第 233 条の 15）。

- ① 無形固定資産額
- ② 純売上高
- ③ 当該事業年度損益

- ④ 自己資本額
- ⑤ 当該事業年度平均従業員数

(3) 重要性の乏しい連結可能企業集団

商法（法第233条の19第2項第2号）では、子企業または関連企業が単独または他の企業と合わせて真実かつ公正な概観（*une image fidèle*）を提示するという目的から無視できるほどの重要性を有するときには、当該子企業または関連企業は連結の範囲から除外することができることと定められている。この規定に基づいて、連結可能企業集団に重要性が乏しいときには、親会社は連結財務諸表を作成することを免除されうる（CRC規則第99-02号第21項）。

連結可能企業集団に重要性が乏しいために連結財務諸表の作成義務を免除された親会社は、個別財務諸表附属説明書にその理由を記載し、子企業を連結しても連結損益に影響を及ぼさないことを確認しなければならない。この分析は、毎年行われなければならない。

規制市場で取引を認められる有価証券を発行する会社ないし取引可能な債券を発行する会社については、EU規則「IFRS 2005」の適用以後、連結可能企業集団に重要性が乏しいという理由で連結財務諸表の作成義務は免除されえない²⁶⁾。

フランスにおける連結財務諸表の作成義務および免除を整理・要約して示したものが「表3」である。

なお、法形態または企業集団規模のため、連結財務諸表を作成し、公表することが強制されていない法人で商人たる資格を有する法人が連結財務諸表を作成し、公表する場合には、当該法人は商法（法第233条の16および法第233条の18―第233条の27）の規定に準拠しなければならない（商法・法233条の28）²⁷⁾。

表3 連結財務諸表の作成義務および免除

連結財務諸表作成義務のある会社	連結財務諸表作成義務の免除
規制市場で取引を認められる有価証券を発行する会社	なし（商法・法第233条の17）
取引可能な債券を発行する会社	
その他の商事会社	<p>次の3種類の連結財務諸表作成義務の免除がある。</p> <p>(1) 小企業集団の場合（商法・法第233条の17および規則第233条の16）、すなわち、次の3規準のうち2規準を連続する2事業年度に超えない場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 資産総額15百万ユーロ ② 純売上高30百万ユーロ ③ 平均従業員数250名 <p>(2) 支配されており、かつ、次の要件をすべて満たす下位企業集団の場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 下位企業集団の親会社の資本金の少なくとも10分の1を所有する少数株主が下位連結財務諸表作成義務の免除に反対しないこと（商法・法第233条の17条第1号）。 ② 上位連結財務諸表が商法（法第233条の16-第233条の28）の規定に準拠して、ないし、EU第7号指令の適用のために当該他の国によって定められた規定に準拠して、または、これらの規定と同等なレベルの原則および規則に準拠して作成され、監査され、公表され、下位連結財務諸表の作成義務を免除されたフランス親会社の株主の利用に供され、フランス語に翻訳されること、並びに、上位企業集団の親会社が欧州共同体加盟国外または欧州経済地域協定内に存する場合には、（上位連結財務諸表に適用される連結会計基準に準拠した）上位連結財務諸表附属説明書または下位連結財務諸表の作成義務を免除されたフランス親会社の（フランス会計規則に準拠した）個別財務諸表附属説明書に記載される重要な情報で当該上位連結財務諸表が補完されること（商法・規則第233条の15）。 ③ 下位連結財務諸表の作成義務を免除された親会社の個別財務諸表附属説明書において免除理由を記載すること（商法・規則第233条の15）。 <p>(3) 連結可能企業集団に重要性が乏しい場合（商法・法第233条の19）。</p>

[原典] Lopater, Claude / Blandin, Anne-Lyise, *op. cit.*, n°9207, p. 986 (一部修正).

Ⅳ 結びにかえて

本稿では、フランスにおいて連結財務諸表の作成基準が適用される会社および連結財務諸表の作成義務と免除について述べてきた。その現状と特徴を要約することで結びにかえたい。

- ① 上場会社は IFRS（国際財務報告基準，国際会計基準等）に準拠して連結財務諸表を作成することが強制されているのに対して，非上場会社は IFRS に準拠して連結財務諸表を作成するか，フランス会計規則（商法および CRC 規則第 99-02 号）に準拠して連結財務諸表を作成するかを選択することができる。
- ② 連結財務諸表の作成義務および免除については，フランス会計規則の連結財務諸表に関する規定が優先される。フランスにおいて連結財務諸表を作成しなければならないフランス企業集団の親会社は，IFRS の定める免除を用いて連結財務諸表を作成しないことはできない。また，フランスにおいて連結財務諸表を作成する必要のないフランス企業集団の親会社には，EU 規則「IFRS 2005」は適用されない。
- ③ 会社が上場されているか否かにかかわらず，当該会社が 1 つ以上の他の企業を排他的にまたは共同で支配し，ないし，重要な影響力を行使する場合には，当該会社は連結財務諸表を作成しなければならない。
- ④ 規制市場（Eurolist）で取引を認められる有価証券を発行する会社並びに取引可能な債券を発行する会社については，連結財務諸表の作成義務は免除されない。これに対して，有価証券が非規制市場（Alternext または自由取引市場）で取引される会社については，連結財務諸表の作成義務が免除されうる。
- ⑤ 連結財務諸表の作成義務が免除されるケースとして，小企業集団，下位企業集団および重要性の乏しい連結可能企業集団の 3 つが挙げられる。
- ⑥ 小企業集団に関しては，会社および当該会社が支配する企業によって構

成される企業集団が連続する2事業年度に直近年次財務諸表を基礎とした3規準（㉗資産総額15百万ユーロ，㉘純売上高30百万ユーロおよび㉙平均従業員数250名）のうち2規準に基づいて算定される規模を超えないときには、当該会社は連結財務諸表を作成する義務を免除される。

- ㉗ 下位企業集団に関しては、上位連結財務諸表に中間親会社それ自体を含む上位企業集団の親会社の支配下にあり、かつ、次の要件すべてを満たす場合には、当該中間親会社は下位連結財務諸表の作成義務を免除される。
- ㉘ 中間親会社の1人以上の株主で資本金の少なくとも10分の1を所有する者（少数株主）が免除に反対しないこと。
- ㉙ 中間親会社が含まれる上位企業集団の上位連結財務諸表は、商法の規定に準拠して、ないし、他の国の国内法が適用される企業については、EU第7号指令の適用のために他のEU加盟国によって定められた規定に準拠して、または、当該他の国が第7号指令に準拠する義務のないときには、商法の規定または第7号指令の規定と同等なレベルの原則および規則に準拠して作成され、当該上位連結財務諸表が監査され、公表され、下位連結財務諸表の作成義務を免除されたフランス中間親会社の株主の利用に供され、フランス語に翻訳されること、並びに、EU加盟国外または欧州経済地域協定内に存する企業によって上位連結財務諸表が作成されるときには、当該上位連結財務諸表は、下位連結財務諸表の作成義務を免除されるフランス中間親会社、その子企業および関連企業によって構成される下位企業集団の財産、財務および損益の状況に関するすべての重要な情報（特に無形固定資産額、純売上高、当該事業年度損益、自己資本額および当該事業年度中の平均従業員数）で補完されること。
- ㉚ 中間親会社の年次（個別）財務諸表附属説明書において、下位連結財務諸表の作成義務を免除された理由を記載すること。
- ㉛ 重要性の乏しい連結可能企業集団に関しては、真実かつ公正な概観を提

示するという目的から、連結可能企業集団に重要性が乏しいときには、親会社は連結財務諸表を作成する義務を免除される。

注

- 1) Cf. Règlement CRC n°99-02 du 29 avril 1999 relatif aux comptes consolidés des sociétés commerciales et entreprises publiques, dans : Lopater, Claude / Blandin, Anne-Lyse / Deysine, Marie-Amélie, *Code Comptable et divergences fiscales : Plan Comptable Général (PCG) et Régl. CRC n°99-02 (Comptes consolidés) interprétés par les avis CNC et CU CNC*, Francis Lefebvre, Levallois 2009, pp. 507-595.
- 2) Cf. Regulation (EC) No 1606 / 2002 of the European Parliament and of the Council of 19 July 2002 on the application of international accounting standards, *Official Journal of the European Communities*, No. L243, 2002, pp. 1-4.
なお、規則 (regulation) は、指令 (directive) とは異なり、国内法化される必要はないものである。
- 3) Cf. Seventh Council Directive of 13 June 1983 based on the Article 54 (3) (g) of the Treaty on consolidated accounts (83 / 349 / EEC), *Official Journal of the European Communities*, No. L 193, 1983, pp. 1-17.
- 4) Cf. Directive 2001 / 65 / EC of the European Parliament and of the Council of 27 September 2001 amending Directives 78 / 660 / EEC, 83 / 349 / EEC and 86 / 635 / EEC as regards the valuation rules for the annual and consolidated accounts of certain types of companies as well as of banks and other financial institutions, *Official Journal of the European Communities*, No. L 283, 2001, pp. 28-32.
- 5) Cf. Directive 2003 / 51 / EC of the European Parliament and of the Council of 18 June 2003 amending Directives 78 / 660 / EEC, 83 / 349 / EEC, 86 / 635 / EEC and 91 / 674 / EEC on the annual and consolidated accounts of certain types of companies, banks and other financial institutions and insurance undertakings (Text with EEA relevance), *Official Journal of the European Union*, No. L178, 2003, pp. 16-22.
- 6) Cf. Lopater, Claude / Blandin, Anne-Lyse, *Mémento Comptes consolidés : Règles françaises 2009*, Francis Lefebvre, Levallois 2009, n°1025, pp. 27-28.
- 7) Cf. Dufils, Pierre / Lopater, Claude, *Mémento Comptable 2009*, 28^e éd., Francis Lefebvre, Levallois 2008, n°1804, pp. 765-766.
- 8) Lopater, Claude / Blandin, Anne-Lyse, *op. cit.*, n°1006-1, p. 21.
- 9) Cf. Dufils, Pierre / Lopater, Claude, *op. cit.*, n°1804-1, pp. 766-767.
- 10) Lopater, Claude / Blandin, Anne-Lyse, *op. cit.*, n°1006-1, p. 21.
- 11) *Ibid.*

12) Cf. IASB (International Accounting Standards Board), *IAS (International Accounting Standard) 27 : Consolidated and Separate Financial Statements, amended ver. 2008*, IASC Foundation Publications, London 2003 (amended 2008), par. 10, in: IASB, *International Financial Reporting Standards (IFRSs) : Official pronouncements as issued at 1 January 2009*, IASC Foundation Publications, London 2009, p. 1448 (企業会計基準委員会・(財)財務会計基準機構日本語監修, 『国際財務報告基準 (IFRSs) 2007-2007年1月1日現在の国際会計基準 (IASs) 及び解釈指針を含むー』, レクシスネクシス・ジャパン, 2008年, 1258頁)。

IAS第27号(第10項)では, 次のいずれかの場合には, 親会社は連結財務諸表を作成する必要はないと定められている。

- ① 下位企業集団の親会社(中間親会社)が連結財務諸表を作成しないことをその少数株主が知らされており, 少数株主がそのことに反対しない場合。
- ② 親会社の債券および持分金融商品が公開市場で取引されていない場合。
- ③ 親会社が有価証券を発行する目的で証券委員会またはその他の規制機関に財務諸表を提出しておらず, 提出する過程にもない場合。
- ④ 最上位企業集団の親会社または上位企業集団の親会社がIFRSに準拠した連結財務諸表を作成している場合。

13) Dufils, Pierre / Lopater, Claude, *op. cit.*, n°4612, p. 1625.

14) *Ibid.*, n°4612, p. 1626.

15) *Ibid.*, n°4612, p. 1625.

16) *Ibid.*, n°4612, p. 1626.

17) Lopater, Claude / Blandin, Anne-Lyse, *op. cit.*, n°9208, p. 988.

18) Dufils, Pierre / Lopater, Claude, *op. cit.*, n°4612, p. 1626.

19) *Ibid.*, n°4612, pp. 1626-1627.

20) *Ibid.*, n°4612, p. 1627.

21) *Ibid.*.

22) *Ibid.*, n°4612, p. 1628.

23) *Ibid.*, n°4612, p. 1627.

24) *Ibid.*, n°4612, p. 1628.

25) *Ibid.*.

26) *Ibid.*, n°4612, p. 1626.

27) 政府機関 (Etablissements publics de l'Etat) については, 公会計規則に準拠するか否かにかかわらず, 次の2条件をともに満たす場合には, 連結財務諸表および連結状況報告書を作成し, 公表しなければならない(Dufils, Pierre / Lopater, Claude, *op. cit.*, n°4612, p. 1629)。

- ① 政府機関が1つまたは複数の他の企業を支配し, ないし, 当該企業に重要な影響力を行使していること。
- ② 企業集団が支配(排他的支配および共同支配)する政府機関および法人によって構

成される企業集団が連続する2事業年度に直近年次財務諸表を基礎とした3規準（資産総額15百万ユーロ、純売上高30百万ユーロおよび平均従業員数250名）のうち2規準に基づいて算定される規模を超えること。